

○ 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（削除）</p> <p>（許可証の交付等）</p> <p>第三十四条 都道府県知事（特定毒物研究者の主たる研究所の所在地が、<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域にある場合においては、指定都市の長</u>）は、特定毒物研究者の許可を与えたときは、厚生労働省令の定めるところにより、許可を申請した者に許可証を交付しなければならぬ。</p> <p>（登録票又は許可証の書換え交付）</p> <p>第三十五条（略）</p> <p>2 前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に登録票又は許可証を添え、製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつて</p>	<p>（特定毒物研究者の許可）</p> <p>第三十三条の二 特定毒物研究者の許可は、その者の主たる研究所の所在地の都道府県知事が行う。</p> <p>（許可証の交付等）</p> <p>第三十四条 都道府県知事は、特定毒物研究者の許可を与えたときは、厚生労働省令の定めるところにより、許可を申請した者に許可証を交付しなければならぬ。</p> <p>（登録票又は許可証の書換え交付）</p> <p>第三十五条（略）</p> <p>2 前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に登録票又は許可証を添え、製造業者又は輸入業者にあつては製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつて</p>

つてはその店舗の所在地の都道府県知事（その店舗の所在地が、保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次条第二項及び第三項並びに第三十六条の二第一項において同じ。）に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事（その主たる研究所の所在地が、指定都市の区域にある場合においては、指定都市の長。次条第二項及び第三項、第三十六条の二第一項並びに第三十六条の六において同じ。）に対して行わなければならない。

3 (略)

(登録票又は許可証の再交付)

第三十六条 (略)

2 前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事に対して行わなければならない。この場合において、登録票若しくは許可証を破り、又は汚した毒物劇物営業業者又は特定毒物研究者は、申請書にその登録票又は許可証を添えなければならない。

3 毒物劇物営業業者又は特定毒物研究者は、登録票又は許可証の再交付を受けた後、失った登録票又は許可証を発見したときは、製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府

は店舗の所在地の都道府県知事（その店舗の所在地が、保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次条第二項及び第三項並びに第三十六条の二第一項において同じ。）に、特定毒物研究者にあつては特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事に対して行わなければならない。

3 (略)

(登録票又は許可証の再交付)

第三十六条 (略)

2 前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、製造業者又は輸入業者にあつては製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつては店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつては特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事に対して行わなければならない。この場合において、登録票若しくは許可証を破り、又は汚した毒物劇物営業業者又は特定毒物研究者は、申請書にその登録票又は許可証を添えなければならない。

3 毒物劇物営業業者又は特定毒物研究者は、登録票又は許可証の再交付を受けた後、失った登録票又は許可証を発見したときは、製造業者又は輸入業者にあつては製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつては店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつては特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事

県知事に、これを返納しなければならない。

4 (略)

(登録票又は許可証の返納)

第三十六条の二 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、法第十九条第二項若しくは第四項の規定により登録若しくは特定毒物研究者の許可を取り消され、若しくは業務の停止の処分を受け、又は営業若しくは研究を廃止したときは、製造業者又は輸入業者にあつては製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事に、その登録票又は許可証を速やかに返納しなければならない。

2 厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、法第十九条第四項の規定により業務の停止の処分を受けた者については、業務停止の期間満了の後、登録票又は許可証を交付するものとする。

3 (略)

(登録簿又は特定毒物研究者名簿)

第三十六条の三 厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、登録簿又は特定毒物研究者名簿を備え、厚生労働省令で定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

に、これを返納しなければならない。

4 (略)

(登録票又は許可証の返納)

第三十六条の二 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、法第十九条第二項若しくは第四項の規定により登録若しくは特定毒物研究者の許可を取り消され、若しくは業務の停止の処分を受け、又は営業若しくは研究を廃止したときは、製造業者又は輸入業者にあつては製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつては特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事に、その登録票又は許可証を速やかに返納しなければならない。

2 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、法第十九条第四項の規定により業務の停止の処分を受けた者については、業務停止の期間満了の後、登録票又は許可証を交付するものとする。

3 (略)

(登録簿又は特定毒物研究者名簿)

第三十六条の三 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、登録簿又は特定毒物研究者名簿を備え、厚生労働省令で定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

2 (略)

(特定毒物研究者の主たる研究所の所在地の変更)

第三十六条の四 特定毒物研究者は、都道府県又は指定都市の区域を異にしてその主たる研究所の所在地を変更したときは、その主たる研究所の所在地を変更した日において、その変更後の主たる研究所の所在地の都道府県知事(その変更後の主たる研究所の所在地が、指定都市の区域にある場合においては、指定都市の長。以下この条において「新管轄都道府県知事」という。)による法第三条の二第一項の許可を受けたものとみなす。

2 新管轄都道府県知事は、法第十条第二項の届出が都道府県又は指定都市の区域を異にしてその主たる研究所の所在地を変更した特定毒物研究者からあつたときは、当該特定毒物研究者の変更前の主たる研究所の所在地の都道府県知事(その変更前の主たる研究所の所在地が、指定都市の区域にある場合においては、指定都市の長。次項において「旧管轄都道府県知事」という。)にその旨を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた旧管轄都道府県知事は、特定毒物研究者名簿のうち同項の特定毒物研究者に関する部分を新管轄都道府県知事に送付しなければならない。

(行政処分に関する通知)

第三十六条の六 都道府県知事又は指定都市の長は、主たる研究所の所在

2 (略)

(特定毒物研究者の届出)

第三十六条の四 法第十条第二項の届出は、特定毒物研究者の主たる研究所の所在地の都道府県知事に対し行う。

2 都道府県知事は、法第十条第二項の届出が他の都道府県知事の許可を受けた特定毒物研究者からあつたときは、当該特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3 前項の届出が厚生労働省令で定める事項に係るものであるときは、同項の通知を受けた都道府県知事は、特定毒物研究者名簿のうち当該特定毒物研究者に関する部分の写しを当該通知した都道府県知事に送付しなければならない。

(行政処分に関する通知)

第三十六条の六 都道府県知事は、他の都道府県知事の許可を受けた特定

地が他の都道府県又は指定都市の区域にある特定毒物研究者について、
適当な措置をとることが必要であると認めるときは、理由を付して、そ
の主たる研究所の所在地の都道府県知事にその旨を通知しなければなら
ない。

(削除)

(事務の区分)

第三十六条の九 第三十五条第二項（経由に係る部分に限る。）、第三十
六条第二項及び第三項（経由に係る部分に限る。）、第三十六条の二第
一項（経由に係る部分に限る。）、第三十六条の七第一項（第四号に係
る部分に限る。）並びに前条第二項及び第三項（経由に係る部分に限る
。）、の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自
治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

毒物研究者について、許可の取消しを適当と認めるときは、理由を付し
て、当該特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事にその旨を通知し
なければならない。

2 | 都道府県知事は、他の都道府県知事の許可を受けた特定毒物研究者に
ついて業務の停止処分をしたときは、当該特定毒物研究者の許可を与え
た都道府県知事に、その処分の年月日並びに処分の理由及び内容を通知
しなければならない。

(事務の区分)

第三十六条の九 第三十五条第二項（経由に係る部分に限る。）、第三十
六条第二項及び第三項（経由に係る部分に限る。）、第三十六条の二第
一項（経由に係る部分に限る。）、第三十六条の七第一項（第四号に係
る部分に限る。）並びに第三十六条の八第二項及び第三項（経由に係る
部分に限る。）の規定により都道府県が処理することとされている事務
は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に
規定する第一号法定受託事務とする。